

景観形成基準による景観的配慮項目(土地の造成 切土、盛土)

□届出者によるチェック及び記入(景観形成基準と設計指針)

【届出対象行為】 □ 区域内の地盤面に5mを超える高低差があり、建築物の新築を伴う3000㎡以上の開発行為
 □上記については、既に都市計画法第29条の開発行為許可を得たものを除く
 □上記については、既に土地区画整理法第14条第1項の組合の設立認可を得たものを除く

※印の欄記入しないこと

景観形成基準			設計指針	※照合
◆切土または盛土によって生ずるのりの高さや傾斜角度	□①開発に伴って生ずるのりの高さや傾斜角度は、開発区域面積に応じた景観計画【図-1】(左記)のとおりとし、周辺景観との調和が図られるよう工夫する。	景観計画 P26 (①②③について) 設計指針	□斜面緑地の連続性に配慮した建築物、工作物の配置や樹木の保存、植樹に努めます。 斜面下部平坦地から見たときに緑の連なりを視覚的に保つために、尾根線の樹木の連なりや、平坦部に建設される建築物や工作物が目立たない工夫、のり面下部の植樹による人工的のり面構造物の隠蔽などにつとめます。また、植樹する場合には隣接する緑地の植生と同様の樹種を選ぶ等、周辺の生態系に配慮します。	□
◆区域内の木竹の保全又は適切な植栽を行なう土地の面積の最低限度	□①開発が伴って生ずるのりの処理で、擁壁、のり面、小段等を設けた土地では、主にのりの部分若しくはのりの上下部分の既存樹木を保全し又は中木や高木を植栽し、斜面地の緑の景観が形成されるよう工夫する。	P36 P37		□
	□②用途地域が定められている区域では、区域内にある既存樹木の保全面積及び植栽面積の合計は開発区域面積の10%以上とする。			□
	□③その他の区域では、区域内にある既存樹木の保全面積及び植栽面積の合計は開発区域面積の15%以上とする。			□